

電子納品に係る特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、当該業務である相模原市地域水道ビジョン改定業務委託（以下「本業務」という。）の最終成果を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

(電子納品)

第2条 電子納品とは、本業務の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「相模原市電子納品運用ガイドライン【業務編】令和3年1月」（以下「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(成果品の納品)

第3条 成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）に格納して2部納品する。なお、電子納品の対象外とした品目は、従来通り紙で納品する。又、「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して納品する義務はないが、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

2 前項で規定する電子媒体は、監督員と別途協議の上、他の電子媒体（DVD-R）とすることができる。

(成果品の確認)

第4条 受注者は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施すること。なお、電子データの検査方法については、別途協議の上、決定する。

(成果の電子納品対象とする品目)

第4条 本業務における電子納品の品目は次の通りとする。

- (1) 委託成果報告書
- (2) ビジョン改定に使用した図表等
- (3) その他監督員が指示するもの

(その他)

第5条 受注者は、本業務を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、業務計画書に添付する。又、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。